

外国語指導助手派遣事業者選定プロポーザル実施要領

1 業務名

外国語指導助手派遣業務

2 背景・目的

安城市教育委員会では、国際理解教育の推進を図るため、外国語指導助手を配置して、英語、外国文化及び生活に触れる機会を提供し、国際的視野に立った見方や考え方を身につけた生徒・児童の育成に努めています。

つきましては、今後とも質の高い英語教育を推進するため、より優秀な外国語指導助手を派遣して安定した授業支援を行うことができる事業者を下記により募集いたします。

3 派遣業務の概要

(1) 派遣業務内容

別紙1「仕様書」による

(2) 派遣場所

安城市立小中学校（小学校21校、中学校8校 計29校）

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

（ただし、契約締結日の翌日から令和6年3月31日までは準備期間とし、無償とする。）

(4) 派遣手数料

上限294,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（ただし、支払いは令和6年4月以降、毎月契約金額の36分の1ずつとする。また、端数が生じた場合は、各年度の最終支払金額を含む。）

4 選定方式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 技術提案書の提出期限の日において、安城市競争入札参加資格者名簿（物品・その他委託）に掲載されており、かつ安城市条件付き一般競争入札実施要綱別表第2に規定する市内、準市内又は県内の業者であること。

(2) 公告の日から契約締結日までに、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

- (3) 過去5年間（当該年度を含まない。）に、官公庁（国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。）が発注する小学校及び中学校での外国語指導助手による派遣業務または英語授業指導委託業務で元請としての実績を有すること。（長期契約等で現在実施中のものを含むが、その場合は契約日から1年以上経過していること。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 公告の日から契約締結日までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、労働者派遣事業の許可を受けていること。

6 業者選定のスケジュール

令和5年11月22日（水）	公告
〃 11月22日（水）	参加表明書、質問 受付開始
〃 11月29日（水）	質問の提出期限
〃 12月 4日（月）	質問に対する回答期限
〃 12月 6日（水）	参加表明書提出期限
〃 12月 8日（金）	参加資格有無の通知
〃 12月19日（火）	辞退届提出期限
〃 12月22日（金）	提出書類の提出期限
令和6年 1月 4日（木） 予定	提案説明会参加通知文送付
〃 1月24日（水） 予定	提案説明会
〃 1月下旬	選定結果通知

7 質問の受付

(1) 質問方法

安城市教育委員会学校教育課のメールアドレス（本実施要領 16 に記載）へ電子メールにて送付し、必ずメール到達の電話確認を行ってください。メールの件名については、「外国語指導助手派遣事業者選定プロポーザルについて（質問・〇〇会社）」とし、〇〇会社の箇所は質問事業者名を記入してください。質問書式は自由とします。なお、本実施要領の内容以外の質問は受け付けません。

(2) 提出期限

令和5年11月29日（水）午後5時まで

(3) 回答方法

令和5年12月4日(月)までに随時、安城市公式Webサイト(本実施要領が掲載されているページ)上に公開します。

8 参加表明書等の提出

本件に参加しようとする者は次のとおり参加表明書等を提出してください。

(1) 提出先 本実施要領16に記載のとおり

(2) 提出書類

ア 参加表明書(様式1) 1部

イ 業務実績一覧(様式2)及び様式2に記載の業務実績が分かる書類の写し
各1部

ウ 労働者派遣事業の許可番号が記載された許可証の写し 1部

(3) 提出期限

令和5年12月6日(水)午後5時必着

理由を問わず、提出期限の延長は行いません。

(4) 提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。なお、発注者は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負いません。

ア 持参

提出期限までに提出するものとします。平日の午前8時30分から午後5時までに持参してください。

イ 郵送

書留郵便(一般または簡易)で提出期限までに必着するものとします。期限内に電話により到着の確認をしてください。

ウ メール

提出期限までに受信するものとします。期限内に電話により到着の確認をしてください。

(5) 参加資格有無の確認及び通知

参加表明書等を提出したすべての事業者に対して、令和5年12月8日(金)付でメールにて通知します。

(6) 参加の辞退

参加資格結果通知後に、提案説明会への参加を辞退する場合は、安城市教育委員会学校教育課へ事前に一報のうえ、令和5年12月19日(火)までに「辞退届」(様式3)を提出してください。

9 技術提案書等の提出

参加資格確認結果通知により参加資格有と通知された者は、次のとおり技術提案書等を提出してください。

(1) 提出先 本実施要領 16 に記載のとおり

(2) 提出期限

令和5年12月22日(金)午後5時必着

理由を問わず、提出期限の延長は行いません。

(3) 提出方法 上記「8(4)アまたはイ」のとおり

(4) 提出書類

ア 技術提案書

様式は任意ですが、紙面はA4サイズで30ページ以内(両面印刷)とし、文字サイズは原則11ポイント以上とします。既存の資料でも構いません。参加者の本業務に関する提案が分かる資料を用意して下さい。端的でわかりやすい表現に努めてください。

次の事項は参考例です。

- ・会社概要、実績及び理念

(本業務に対する考え方や意欲等)

- ・英語指導助手に関する事項

(求人方法、採用基準、採用方法、指導内容、研修内容、労務管理、住居・通勤手段・各種トラブル等に対するサポート 等)

- ・本業務にて、安城市内の小中学校で指導にあたる予定の指導助手一覧

(各指導助手の国籍、母語、年齢、性別、日本語能力試験レベル、職業経験(英語指導以外の職を含む) 歴、同年数、日本在住年数 等)

- ・レッスンプラン、授業実践例

- ・教材、教具

- ・小学校英語活動カリキュラム

イ 見積書

任意の様式にて、上限額を294,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)とし、別紙仕様書等を参考に作成してください。金額の内訳も記載してください(指導助手1人あたりの労務単価がわかるように記載してください)。また、見積書の宛名は安城市長とし、入札・契約等に使用する印鑑を押してください。

(5) 提出部数

ア 技術提案書 8部

イ 見積書 1部

(6) 提出後の通知等

令和6年1月4日(木)(予定)に提案説明会への参加通知を送付しますので、提案開始時刻や説明時間等をご確認ください。提案順番は、提出順番ではなく、当方において抽選にて決定します。

10 提案説明会の日時及び場所

(1) 日時

令和6年1月24日(水) 予定 ※開始時刻や説明時間等は後日通知いたします。

(2) 場所

安城市教育センター

(3) 内容

- ・提案書等に基づく説明
 - ・模擬授業(必要に応じて)
- } (40分程度を予定)

※説明終了後、必要に応じて、委員から質問をすることがあります。

(4) その他

説明(プレゼンテーション)は自由形式としますが、提案書等の提出時に提出していないものを新たに提出することはできません。提案書の記載内容の範囲内であればプロジェクター等を使用して説明することは可能です。その場合は、令和6年1月19日(金)までに使用するデータをメールで送信し、送信した旨を電話連絡してください(送信先及び連絡先は本実施要領16に記載)。なお、提案説明会当日に使用するパソコン、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意をしますが、互換性の有無等によってうまく表示できないことがありますので、必要な機材等がある場合は参加者で用意してください。

11 評価基準及び配点

別紙2「外国語指導助手派遣事業者選定基準」による

12 受注候補者の選定

安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、安城市教育振興部長を委員長とする選定委員会において選定します。受注候補者の選定方法については、以下のとおりです。

- (1) 各選定委員が、別紙2をもとに採点する。
- (2) 選定委員ごとに合計点の高いものから順位を付け、第1位と採点した委員を最も多く獲得したものを優先交渉権者とし、2番目に多く獲得したものを次点者とする。
- (3) 第1位と採点した委員が同数である場合、第2位と採点した委員をより多く獲得したものを優先交渉権者とする。

(4) 第1位の数及び第2位の数が同数である場合、各委員の合計点を集計した点数（総合得点）がより高いものを優先交渉権者とする。

(5) 総合得点も同点である場合、見積金額がより低いものを優先交渉権者とする。

13 審査結果の通知

審査終了後、1月下旬ごろに、結果を安城市公式Webサイト（本実施要領が掲載されているページ）上に公開のうえ、提案説明会に参加した全社に文書にて通知します。

14 契約

選定委員会が選定した優先交渉権者と協議のうえ仕様書を確定させ、提案上限額の範囲内で契約を締結します。なお、やむを得ない理由により協議が成立しない時は、次点者と協議を行うこととします。

15 その他

(1) 提案に要する費用は、全て各参加者の負担でお願いします。

(2) 著作権の取り扱いについては、以下の通りとします。

ア 決定した事業者の提案に係る著作権は、安城市に帰属します。ただし、契約締結前
にあっては提案者に帰属します。

イ 決定されなかった事業者の提案に係る著作権は、提案者に帰属します。

(3) 提出された提案書等は、返却しません。

なお、資料に記載された指導助手等の個人情報、提案の審査にのみ用いるものとし、他の用途には使用しません。

(4) 提出された提案書等について安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号）第6条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名及び経歴、見積の詳細な積算内容等、同条例第7条各号に規定する非開示情報を除き、原則としてこれを開示することとなるので、非開示としてほしい情報がある場合は、あらかじめ非開示としてほしい項目及びその理由を書面で提出してください。ただし、当該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認めがたい場合は、開示することがあります。

(5) 実施要領等の内容及び決定内容について、異議申し立てはできません。

(6) プロポーザル参加者の内、次のいずれかに該当した者は、失格とします。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者

イ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない者

ウ 経費見積額が上限額を超える者

16 問い合わせ先（書類提出先）

〒446-0045 愛知県安城市横山町下毛賀知13番地1（安城市教育センター3階）

安城市教育委員会 学校教育課 学事係

電話 0566-71-2254

FAX 0566-77-0001

メール gakkyo@city.anjo.lg.jp